

広報

たかのす

4月1日

№.453

昭和44年5月14日 第3種郵便物認可(1部20円) 発行日 毎月1日・15日



ワーイ ワーイ 春がきた

一時はどうなることかと心配されたこの冬の豪雪も、3月の中ごろから寒さも柔らぎ、暖かい地方からは花の便りもきかれるようになりました。

外では、春休み中の子どもたちが元気に飛び回り、春の感触を楽しんでいます。

人口と世帯数

(住民基本台帳による)

2月28日現在	(前月比)
総人口 25,592人	(10人増)
男 12,510人	(2人減)
女 13,082人	(12人増)
世帯数 7,150世帯	(6世帯増)

◆編集と発行 鷹巣町役場総務課広報係

◆印刷所 KK 秋北新聞社



新年度予算など決まる

一般会計

40億8千9百21万1千円

社会資本の充実に、投資的経費30.3%
財政の健全化に努める

昭和五十六年度の予算などを審議する三月定例町議会は、三月十日から二十日までの十一日間の会期で開かれ、新年度一般会計予算を始め特別会計、五十五年度各会計の補正、条例の改正、請願、それに継続審査となつていた新住居表示などを可決して終わりましたので、そのあらましを報告いたします。

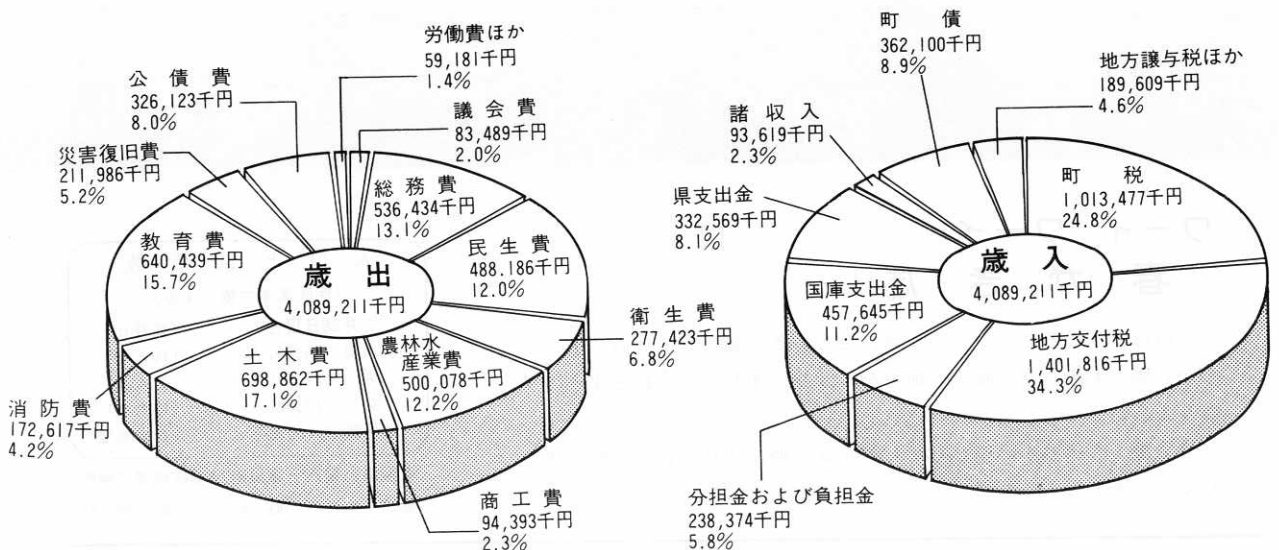
なお、新年度一般会計のおもな事業等については、次の四月十五日付け広報に掲載します。

昭和五十六年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ四十億八千九百二十一万一千円で、五十五年度当初予算に比べ三億九千六百八十三万一千円、十・七%の伸びとなっております。

予算は、歳入面で町の経常一般財源の中核である町税は、五十五年度決算見込みにより精算。最も比率の高い地方交付税については、五十五年度普通交付税決定の四・九%の伸びを計上しております。

歳出においては、国、地方をめぐり、現下の財政事情は極めて厳しい状況におかれている情勢をふまえ、人件費では五十五年度末の現員に定昇込み、また各種報酬等のアップを見込みながらも、消費的な事務経費は必要最少限にとどめるとともに、効率的な配分につとめ社会資本の充実のため投資的経費にふり向け、町財政の健全化につとめております。

＝一般会計歳入歳出の内訳＝



歳入では、前年度当初に比べ町税で十・八％、地方交付税で十七・一％伸びたのを始め、地方譲与税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、諸収入、町債でそれぞれ伸び、自動車取得交付金、交通安全対策特別交付金、県支出金がそれぞれ減少しております。

歳出では、衛生費の六十一・四％を筆頭に、公債費二十四・四％、議会費十八・九％など、各科目とも伸びております。

また、性質別構成比では、建設事業費などの投資的経費がトップで全体の三十・三％、以下人件費二十二・五％、賃金や旅費、需要費などの物件費十四・七％、補助費等十三・四％、公債費八％、扶助費五％と続いています。

一般会計の歳入歳出および町税、性質別経費の内訳は、下記円グラフのとおりです。

なお、一般会計の歳出については、四月十五日付け広報でくわしく報告します。

国保会計 九億六千万円に

保険給付費が九十四％

五十六年度国民健康保険特別会計は、歳入歳出ともに九億六千八百三十九万八千円で、前年度当初予算に比較して六千三百二十六万八千円、七％の伸びとなっています。

支出金五億八千二百九十九万九千円
▽県支出金五百五十万九千九百九十九円
▽財産運用収入四百十四万九千九百九十九円
▽繰越金五千六百万九千九百九十九円
▽諸収入六十三万九千九百九十九円

〔歳 入〕

予算の基礎となる国保加入世帯数および被保険者数は三千六百五十世帯、一万一千人で、前年度当初に比べ四十世帯増となっております。

国保加入率は、世帯で五十一・％、被保険者で四十三・％。

〔歳 入〕

歳入は、▽保険料三億二千二百八十万九千九百九十九円（現年度分一世帯当り八万八千九百三十五円となり、昨年当初に比べ四・六五％の増）
▽手数料三十二万八千九百九十九円

▽総務費二千八百六十一万三千九百九十九円
▽予備費二千七百九十九万四千九百九十九円
▽諸支出金百六十九万四千九百九十九円

財産区特別会計

▽綴子財産区会計

歳入歳出それぞれ二千七百五十四万円。

歳入は、土地貸付収入七十七万円、立木売却収入二千二十七万円、繰越金七百三十六万七千九百九十九円。

歳出は、管理会費八十九万六千九百九十九円、綴子簡水改良五百三十万九千九百九十九円、各戸給水補助一千三百万九千九百九十九円、林道工事負担四百二十一万七千九百九十九円（予備費二十万九千九百九十九円）

▽栄財産区会計

歳入歳出それぞれ一千四百三十九万九千九百九十九円。

歳入は、土地売却収入（統一地太田部落の個人に払下げ）。

歳出は、管理会費八十九万九千九百九十九円、財産管理費七百三十四万八千九百九十九円、一般会計へ百六十万九千九百九十九円、予備費二十万九千九百九十九円。

▽坊沢財産区会計

歳入歳出それぞれ四百八十九万九千九百九十九円。

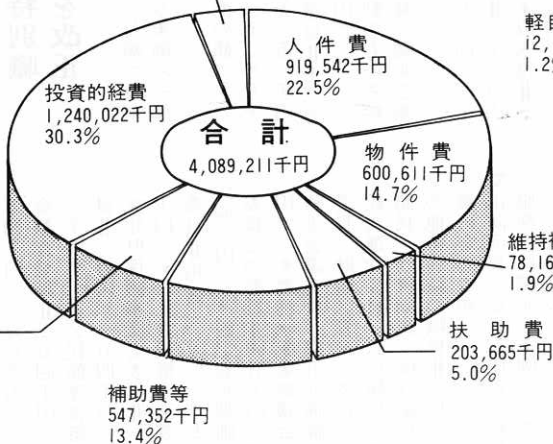
歳入は、繰越金。歳出は、管理会費八十九万九千九百九十九円、山林下刈造林の管理費が二百七十四万四千九百九十九円、一般会計への繰出金百六十四万四千九百九十九円、予備費二十万九千九百九十九円。

▽沢口財産区会計

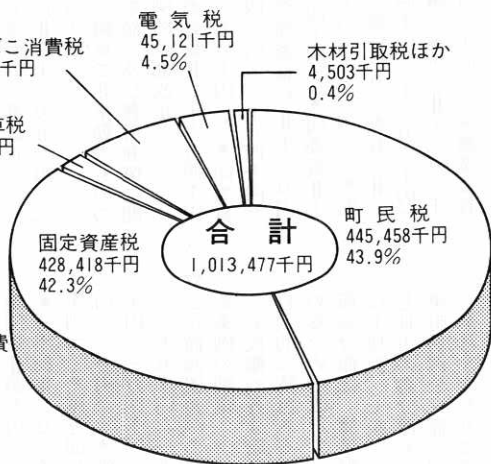
歳入歳出それぞれ百八十五万九千九百九十九円。

＝ 性質別経費の内訳 ＝

投資および出資金
貸付金
173,927千円
4.2%



＝ 町 税 の 内 訳 ＝



歳入は、繰越金。歳出は、管理費七十二万八千円、一般会計への繰入金九十二万六千円。

▽七日市財産区会計

歳入歳出それぞれ七百七十五万六千円。

歳入は、土地売却収入七百七十四万九千円。歳出は、管理費九十四万四千円、除間伐などの管理費五百六十六千円、一般会計への繰入金百六十一万一千円、予備費二十万。

簡易水道特別会計

▽綴子簡易水道会計

歳入歳出それぞれ二億二千三百九十八万二千円。

歳入は、水道使用料一千六百九十九万五千円、一般会計からの繰入金四千八百万円、綴子財産区からの繰入金五百三十万円、繰越金四十万円、町債一億五千三百万円。

歳出は、原水及び浄水費六百四十六万三千円、配水及び給水費三百四十七万九千円、総計費四百五十六万二千円、建設事業費二億八百六十一万三千円。

▽坊沢簡易水道会計

歳入歳出それぞれ九百六十五万五千円。

歳入は、水道使用料四百四十万、メーター使用料四十八万八千円、一般会計繰入金四百八十八万、諸収入十二万三千円。

歳出は、原水及び浄水費二百

二十七万九千円、配水及び給水費三十四万五千円、総計費五百二十二万二千円、建設事業費百五十四万、予備費十五万。

▽七座簡易水道会計

歳入歳出それぞれ一千百六十七万二千円。

歳入は、水道使用料及び手数料四百八十四万六千円、一般会計繰入金七百十万円、繰越金十

万、諸収入十三万五千円。歳出は、原水及び浄水費百四十二万、配水及び給水費百三十八万四千円、総計費八百三十一万三千円、建設事業費二十二万五千、予備費十五万。

水道事業会計

五十六年度の業務量を、給水件数二千六百七十件、年間総給水量七十一万八千二百立方、一日平均給水量一千九百六十七立方、有収水量率八十四・五%の業務量を予定しております。

収益的収入及び支出の予算額のうち、収入は事業収益九千五百五十万七千円、この内訳は営業収益八千九百五十八万、営業外収益五百九十二万七千、支出は事業費八千七百三十五万三千円、この内訳は、営業費用六千三百二十二万六千、営業外費用二千二百九十三万、特別損失六十九万七千、予備費五十万。

予定損益計算書並びに貸借対照表では、当年度純利益八百六十八万二千円、未処分利益剰余金三十

五万五千円が見込まれております。資本的収入及び支出では、収入は資本的収入四十一万円で、内訳は固定資産売却代金であります。支出は、資本的支出二千六十九万六千円で、内訳は、建設改良費九百二十八万三千円と企業債償還金一千四百一十一万三千円となっております。

おり、資本的収入額が資本的支出額に對し、不足する額二千二十八万六千円は、減債積立金五百万円及び過年度分損益勘定内部留保資金一千五百二十八万六千円をもって補てんすることとしております。たな卸資産の購入限度額を四百五十万円と定め、独立採算制の旨に沿う予算措置となっております。

各種特別会計

▽と畜場会計

歳入歳出それぞれ二千四十一万四千円。

歳入は、と畜場使用料及び手数料二千三十四万四千円、諸収入六万七千円。

歳出は、と畜場経営のための臨時職員、と夫委託料、その他電気料等管理経費。

▽宅地開発事業会計

歳入歳出それぞれ七百五十万二千円ですが、これは前野団地の分譲土地の契約解除した者に對する還付のための予算措置。

▽土地取得特別会計

歳入歳出それぞれ百五十万円ですが、これは土地開発基金

決定した条例改正

議会議員・特別職の報酬給与を改正

▽議会の議員の報酬(月額)及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(一) 内は、改正前の額です
*議長 二十五万(十二万五千円) *副議長 十三万二千(十一万) *議員 十二万六千(十萬五千)

▽特別職の職員で常勤のものとの給与(月額)及び旅費に関する条例の一部改正

*町長 四十八万五千(四十五万) *助役 三十八万(三十五万) *収入役 三十六万(三十三万)
▽教育長の給与(月額)及び旅費に関する条例の一部改正
*教育長 三十三万五千(二十九万五千)

▽特別職の職員で非常勤のものとの報酬(年額)及び費用弁償に関する条例の一部改正
*教育委員長 二十六万四千(二十一万六千) *同委員 二十四万(二十万四千)
*選挙管理委員長 十八万(十四万四千) *同委員 十二万(四万四千) *監査委員(選任された委員) 十六万四千(十二万六千) *同(議会選出) 十三万二千(十萬八千) *農業委員

会長 二十六万四千(二十一万六千) *同委員 二十四万(二十万四千) *国民健康保険運営協議会の委員 二万四千(一万八千) *社会教育委員 二万四千(一万八千) *公民館運営審議委員 二万(一万四千) *文化財保護審議会委員 一万五千 *民生委員推せん委員会委員 出席一日につき五千(四千) *固定資産評価審査委員会の委員 同五千(四千) *農林水産業審議会委員、防災会議委員、都市計画審議会委員、財産区管理委員会、学校給食運営委員、公民館長、体育館長、幼稚園長、保育園長、その他特別職の職員それぞれ予算に定める額。

▽消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

*団長 五万(四万) *副団長 四万(三万四千) *分団長 二万八千(二万四千) *副分団長 二万四千(二万) *班長 一万八千(一万四千) *団員 一万五千(一万二千)

▽公民館設置条例の全部を改正する条例の制定

公民館の各分館を独立させ、自主的に特色ある地域活動を進めるための改正で、鷹巣町公民館分館は、鷹巣町公民館に、以下坊沢、七座、沢口、綴子、七日市の各分館も、それぞれ鷹巣町坊沢公民館、同七座公民館と名称が変わります。

住居表示実施区域及び町割と町名



▽字の区域及び名称の変更について

新しい住居表示は 原案を一部修正して可決

▽墓地公園会計

の運用(定期預金利子)収入を、そのまま更に土地開発基金に積み重ねて行くものです。
基金現在高は三千七百七十七万四千五百五十二円。
歳入は、永代使用料四百二十万四千円。
歳入歳出それぞれ二千七百七十七万四千円。
歳出は、墓地公園暗渠排水工事三百三十五万八千円、旭町墓地移転工事業補償費六百二十万四千円、造成工事の償還金一千七十一万七千円、賃金百万円。

決定した財産区委員

▽七日市財産区管理委員の選任
四月十日で任期満了となる同委員に次の七氏を選任しました。
畠山資治郎(中畑)長岐源蔵(七日市)布田久直(品類)藤原復蔵(下舟木)堀部誠孝(葛黒)鈴木金治郎(菅谷地帯)橋本孫蔵(明利又)

採択となった請願

▽鷹小改築にともなう東小の適正規模校の促進方針決定についての陳情書(東小学校PTA会長村上三雄)
▽鷹巣営林署の存続に関する請願書(全林野労働組合秋田地方本部鷹巣営林署分会執行委員長宮腰茂)
▽日本農業再建・食糧自給率向上のための食料制度拡充を求める請願(鷹巣地区労働組合協議会議長千葉文吉)
▽物価調整減税と課税最低限の引上げに関する請願(同)

▽公民館使用条例の一部改正
職業総合研修センター使用条例の一部改正
以上二件は、公民館の使用料の改正で、現在の使用料は、二年前に制定したもので、経済の変遷及び他の使用料との均衡を保つために改正したもので、該当は、鷹巣町中央公民館及び栄坊沢の各公民館です。

▽山村振興センター設置条例の一部改正
山村振興法に基づき設置した綴子基幹集落センター、上舟木生活改善センター、葛黒林業センターが完成したので追加したものです。

なお、各センターの使用料は無料ですが、七日市、綴子基幹集落センター、七座健康増進センターを営利又は私的的一般利用については、定められた使用料を徴収することになりました。

▽町立幼稚園設置条例の一部改正
現行の授業料は、五十三年に制定のもので、その後の経済の変化、他施設との均衡を計るため、月三千五百円の授業料を四千元に改めるものです。

▽諸収入金の督促手数料の徴収に関する条例の一部改正
郵便料金の上り等により、督促手数料を現行の五十円から百円に改めるものです。

▽議会の議員その他非常勤の職員、分務災害補償等に関する条例の一部改正

▽一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
以上二件は、地方公務員法の

改正に伴う町条例の改正です。

固定資産評価審査委員に寺田氏

査査委員に寺田氏

▽固定資産評価審査委員会の委員の選任について
欠員中の固定資産評価審査委員会の委員に、鷹巣字西屋敷・寺田富二氏(64)の選任に同意しました。

決定した議案

▽財産の処分について

七日市財産区有の土地、山林、原野、田、畑、宅地、雑種地、合計三百六十二筆、二百四十一万九千七百七十五・一四平方メートルを、地域の関係者四百九十六名に一千三十三万五千七百四十円で払下げるものです。

▽工事請負変更契約締結について
五十五年十二月二日に契約を締結した都市下水路工事(中岱都市下水路)の、第一工区、第二工区において、設計変更が行われたため、契約金額を次のとおり変更するものです。

▼第一工区
当初契約金額に百二十一万千円を増額、変更契約金額は五千九百九千円

▼請負者
株式会社津谷組 津谷栄七
▼第二工区
当初契約金額に五十二万五千円を増額、変更契約金額は四千七百四十七万五千円
▼請負者
石川建設株式会社 石川徳治

▽新秋田空港開港記念「第七回秋田県商工会、商工青年婦人の翼」参加団員の助成について陳情
(秋田県商工会連合会会長 田口鉄蔵ほか二名)

決定した意見書

▽鷹巣管林署の存続に関する意見書の提出
▽日本農業再建、食糧自給率向上のための食糧制度拡充を求める意見書の提出
▽物価調整減税と課税最低限の引上げに関する意見書の提出
▽道路財源確保に関する意見書の提出

不採択となった請願

▽国道一〇五号線バイパス短絡線があげばの町、住吉町を拡幅され通過する計画の変更に関する陳情書(あげばの町代表 芳賀喜行)
▽住居表示についての陳情書(西横町 成田達雄ほか千四百二十八人)

継続審査となった請願

▽くみ取料金の値上げに関する陳情書(有限会社鷹阿仁清掃興業代表者 立崎 努)
▽町道の認定について(舟見町町内会長 小塚信一)

五十五年度一般会計

四十六億七千万円に

財調基金に五千万円追加

▽五十五年度一般会計補正

五十五年度一般会計は、四千六百十萬六千円を減額し、歳入歳出予算それぞれの総額は四十六億七千五百四十七万九千円となりました。

〔歳入〕

歳入では、▽町税三千七百二十九万、▽使用料及び手数料二百七十五万七千、▽国庫支出金一千七十一万六千、▽財産収入三千七百八十八万、▽諸収入六十二万八千をそれぞれ追加。▽地方交付税四百八十五万、▽地方譲与税百八十八万、▽交通安全対策特別交付金三十八万二千、▽分担金及び負担金一千二百七十七万、▽県支出金四千二百八十八万四千、▽寄付金三万、▽繰入金二千、▽町債一千四百万をそれぞれ減額しております。

〔歳出〕

▽議会費百四十万、旅費七十三万、需用費二十三万七千、総務費六千六百五十二万の追加。内容は財政調整基金積立金に五千万円(総額で一億五千万円)に職員共済負担金七百七十八万、役場の需用費七百

十六万二千、地方バス路線維持費補助(明利又、岩谷、摩当線等八路線)七百八十三万二千、駐車場設置促進補助八十萬二千、鷹巣高校野球場設定期成同盟会補助三十万、財産区費二千二百六十七万九千円と広域組合負担金四百八十四万二千円を減額。

▽民生費六百七十七万四千円を追加。主な内容は、吉野更生園新築補助四百萬、私立保育所措置費四百五十二万八千、東中央保育園ピアノ購入二台七十七万をそれぞれ追加。

▽衛生費四百九十二万五千円を減額。内容は、綴子簡易水道特別会計繰出金七百八十三万六千円とごみ処理費百七十四万四千円を減額し、墓地公園特別会計繰出金三百九十九万九千円と伝染病患者委託料五十一万三千円を追加。

▽労働費二十一万を追加。出かせぎ対策経費。

▽農林水産業費四千四百四十三万八千円を減額。内容は、国の補助枠縮小による農道整備三千六百八十三万五千、冷害対策土地改良事業一千六百七十四万、雪のため発注を五十六年度に延期)綴子基幹センター二百二

十一万五千円をそれぞれ減額、碓岱地区カンパイ事業補助百二十万、冷害用種子奨励補助三百三十八万、地域農政推進活動費補助(緑ヶ丘・羽立・田中)三十万、大摩当線工事負担金五百九十八万四千、奥見内峯越林道工事負担金七十七万九千円をそれぞれ追加。

▽商工費二十三万三千円を減額。

▽土木費一千六百五十五万五千円を減額。追加は、マイクロスバス購入二百五十万、道路補修用碎石五百萬、都市公園(中央公園付近)用地購入八百七十萬、広域道路特別負担金(町直営工事材料分)一千五百四十五万六千。減額は、人件費四百八十四万、道路改良工事四百五十万、地味買収費七百六十八万五千、護岸工事三百萬、南鷹巣下水調査委託料一千七百五十四万、中央公園舗装工事(補助金の関係で)五百五十万、ガケ地危険住宅補助五十万、道路維持費四百八十五万。

▽消防費二十万五千円の減。

▽教育費八百三十八万五千円の減額。主な原因は学校給食実施日数減による給食膳料七百二十一万五千円と鷹巣小学校整備工事費八百萬の減。追加は、遠距離児童生徒通学補助四十六万二千、小中学校需用費四百六十三万二千、東小学童用机、椅子購入百九十四万七千、中学校選手派遣費三十六万六千、公民館備品購入百五十七万。

▽災害復旧費三千五百六十六千円の減額。五十五年四月六日

おしらせ

小中学校入学

式は四月四日

町内各小中学校の入学式は、四月四日に行われます。

新年度の小学校入学児童は、男百七十六名、女百六十六名、計三百四十二名。中学校は男百九十七名、女百七十七名、計三百七十四名。

各校の入学児童生徒は、次のとおりです。

▽鷹巣小学校百十八名(男六十八、女五十) ▽東小学校三十七名(男十九、女十八) ▽綴子小学校七十三名(男三十六、女三十七)

▽竜森小学校六名(男三、女三) ▽中央小学校四十四名(男十五、女二十九) ▽南小学校二十九名(男十九、女十) ▽西小学校三十五名(男十六、女十九)

▽鷹巣中学校三百二十九名(男百七十三、女百五十六) ▽南中学校四十五名(男二十四、女二十一)

スポーツ傷害保険

この保険は、スポーツ団体、および社会教育団体のうち、指導監督者を置き、十名以上の常時明確に把握されている団員で構成されている団体を対象とします。

保険料は、年に一人当たり、小中学校の児童生徒などで構成された団体三百四十円、学生あるい

55年度特別会計補正

の豪雨による農業災害復旧費を、六月に概算計上していましたが、査定の結果、減額したものです。

▽公債費 二十万円の追加

▽諸支出金 十萬六千円の追加

内容は、公有財産購入費です。

▽国民健康保険会計補正

予算の総額においては変わりありません。

歳入では、保険税四百七十二万六千円を減額(冷害による減免)繰越金で同額追加。

歳出は、総務費で百二十一万九千円、保険給付費八十二万六千円、保険税の還付金二十万をそれぞれ追加。予備費二百二十四万五千円を減額。

▽綴子簡易水道会計補正

四千二百九十三万六千円を減額し、歳入歳出それぞれの総額は三億四千三百七十九万九千円。

歳入では、一般会計繰入金七百八十三万六千円と簡易水道事業債三千五百十万円を減額。

歳出では、簡易水道事業工費の減額です。

▽宅地開発事業会計補正

六百四十五万五千円を減額し、歳入歳出それぞれの総額は二千二百十五万五千円。

歳入は、土地売却収入の減額。歳出は、契約解除による還付金。

▽墓地公団会計補正

二百九十九万九千円を減額し、歳入歳出それぞれの総額は四千六百八十三万五千円。

歳入は、墓地使用料及び手数料五百十五万五千円、永代使用料五百十五万五千円を減額、一

般会計からの繰入金三百十萬九千円を追加。歳出は、全額旭町墓地移転補償費の減です。

▽綴子財産区会計補正

二千二十九万九千円を減額、歳入歳出それぞれの総額は四千八百八十八万二千円。

歳入は、立木売却収入の減。歳出は、工事費九十九万五千円と一般会計への繰越金一千九百三十万六千円の減額。

▽栄財産区会計補正

五十八万五千円を減額、歳入歳出それぞれの総額は二千九百五十二万四千円。

歳入は、造林補助金二十六万四千円、土地、立木売却収入一千八百五十七万七千円を減額、繰越金一千七百七十三万六千円を追加。歳出は、総務費に十二万円を追加、一般会計への繰入金七

十萬五千円を減額。

▽坊沢財産区会計補正

九百十二万四千円を減額、歳入歳出それぞれ一千五百九十四万六千円。

歳入は、土地売却収入の減額。歳出は、境界刈払賃金二十五万円、作業道新設工事六百万円、一般会計への繰入金三百八万円をそれぞれ減額。

▽沢口財産区会計補正

七万六千円を追加し、歳入歳出それぞれの総額は一千八百六十五万五千円。

歳入は、全額財産収入。歳出は、財産管理費で五万八千円を減額、一般会計への繰入金十三万四千円を追加。

▽七日市財産区会計補正

四百十三万三千円を減額し、歳入歳出それぞれの総額は三千五百二十九万九千円。

歳入は、県支出金二十六万五千円、統一地売却収入二百八十八万二千円、官行造林売却収入九十八万六千円を減額。

歳出は、境界刈払賃金三十七万円、除間伐百二十二万円、官行造林立木売却地元分収交付金二百六十七万五千円を減額。一般会計への繰入金二十四万四千円を追加しております。

4月1日から 米飯提供業者の登録事務 県から町に移譲

法律的に知事がもっている許可など、いろいろの権限が、ここ数年、全国的に市町村に移譲されてきておりますが、秋田県でもこの四月一日から一部移譲されることになりました。

四月一日から移譲されるのは、米飯提供業者の登録事務及びその更新(食糧管理法)。また、十月一日からは墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可。墓地の区域の変更等の許可(墓地、埋

葬等に関する法律)が移譲されることになっております。

町長認可となる米飯提供業者の登録事務は、これまで旅館や食堂など食糧管理法施行令により、県に登録し、三年ごとに更新することが義務づけられ、町を経由して県知事の認可が行われてきましたが、これからは、事務の移譲にともない町長認可となるため、新規登録、更新等の手続きは、町の町民課戸籍係で行います。

納税も 家計に入れて よい暮らし

は社会人により構成された団体 四百円、地域スポーツクラブ 六百八十円と区分されています。

保険金額は、傷害程度に応じて支払われ、最高限度額は一千二百万円、入院保険金日額は一千五百円、通院保険日額は一千円となっています。

保険期間は、五十六年四月一日から五十七年三月三十一日まで。

加入ご希望の団体は、教育委員会社会教育課または鷹巣体育館へ申し込みください。

中小企業設備近代化資金の貸与

秋田県中小企業振興公社では、設備や機械類の近代化、省力化をはかりたくても、必要な資金を自力で準備できない中小企業者に対し、長期・低利の分割払いで融資をいたします。

(設備・機械類貸与制度)

▽貸付金額 一千五百万円以内

▽貸付期間 四年六カ月(六カ月据置)

▽支払方法 半年賦償還

▽利息 年五%

▽申込受付 予算額に達するまで

(設備近代化資金)

▽貸付金額 一千二百万円以内

▽貸付率 設備取得額の五十%以内

▽貸付期間 五年以内(一年据置)

▽支払方法 年賦償還

▽利息 無利子

▽申込受付 四月三十日まで

※申し込み等、くわしいお問い合わせは役場商工観光課へ。申込書は商工観光課、商工会にあります。



鷹巣中央公民館 利用のご案内

使用の申し込み

- ▽使用の二カ月前から受け付けます。公民館の窓口で申し込みください。
- ▽全県、東北地域の規模の行事に使用するときは、三カ月前でも相談に応じます。
- ▽電話、口頭、手紙等の申し込みも仮受付けますが、係員の指示にしたがわない時には、取り消すこともあります。
- ▽申し込みは、開館時間であればいつでも受付いたしますが、で

使用料

- きるだけ午前九時から午後五時の間をお願いします。
- ▽使用許可は、原則として使用願の受理の順序によって行います。
- ▽同一施設を、同時に、別々の方から申し込みがあったときは、抽選で決めます。
- ▽使用料は、当館の発行する納付書で役場会計係に納め、領収書の提示によって使用を許可します。
- ▽使用料の減免措置がありますので、くわしくは係員におたずねください。
- ▽使用料は、減免措置の団体、個人にあっても、会議後、飲酒の場合はすべて半額を徴収します。
- ▽納入済の使用料は、原則としてお返しいたしません。

使用の不許可・取消し

- ◆次に該当する時は、使用を許可いたしません。
- ▽公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれのあるとき
- ▽施設または設備を汚損、損傷または亡失のおそれのあるとき
- ▽飲酒のみを目的とするとき
- ▽公民館の管理運営上、支障があると認めるとき
- ◆次に該当する時は、使用許可を取り消します。
- ▽使用者が使用目的、または許可条件に違反したとき
- ▽災害、その他管理上の必要により施設が使用できなくなったと

使用の期間・時間

- ▽使用者が使用の権利を譲渡したとき
- ▽使用時間には、準備、あとかたづけ等、すべての時間が含まれています。
- ▽連続して使用できる期間は、原則として三日以内ですが、全県、東北地域のな行事の場合特例があります。
- ▽定期的に曜日、時間を指定する使用は、原則として認めません。
- ※なお、使用終了後、あるいは使用停止した時、または使用許可の取り消しを受けた時は、施設を原状に回復してください。また、施設、設備を汚損、傷失または亡失した時は、損害賠償または原状回復していただくことがあります。

結婚披露宴会場としての使用

- ▽使用の五カ月前から受付いたします。
- ▽披露宴は会費制で、一人七千円以内で賄っていただきます。
- ▽事前に一人当たりの明細と、案内状の提示を求めることがあります。
- ▽その他は、一般の使用規定とおりです。係員がくわしくご相談に応じます。

福祉手当は……

●老齢福祉年金は……

四月六日(月)
四月十一日(土)
支払日をお忘れなく

町長 日誌

3月1日～3月15日

1日 県民歩くスキートのつどい
2日 鷹巣高校卒業式
3日 広域組合管理者会議
4日 全町協力委員会
5日 鷹巣農林高校卒業式
6日 商工会青年部創立十五周年記念式典
7日 秋田県消防補償等組合
8日 会秋田市
9日 農林水産業振興審議会
10日 農業者実績研究発表会
11日 町議会三月定例会
12日 祝賀会
13日 鷹巣中学校卒業式
14日 鷹巣中学校卒業式
15日 田中地区敬老会

議会 日誌

3月1日～3月15日

4日 建設水道常任委員会
5日 商工青年部創立十五周年記念祝賀会
6日 住居表示特別委員会
7日 議会運営委員会
8日 議会報編集委員会
9日 町議会三月定例会
10日 浜松・福原両助産婦受賞祝賀会
11日 町議会本会議(一般質問)
12日 町議会本会議(一般質問)
13日 町議会本会議(一般質問)
14日 総務・教育民生・建設水道常任委員会

<55年度国民年金保険料>

納期限は——
4月30日です

国民年金に加入している人や、年金を受けている人が、自分の住所を変えたときは、すぐ届出をしましょう。

もし、届出をしないしていると、万一の場合など年金を受けられないこととなります。また、これまで受けている人でも停止されること

変更手続きは早目に

四月は、転勤・転職など移動の激しい時期です。昭和五十五年度(55・4・56・3)保険料は、お済みですか。……

もう一度領収証をお確かめください。もし、未納入期間がありましたら四月中に必ず納めましょう。納付期限を守らないと、万一の場合に取り返しがつかないことになり後悔することになります。

政府管掌健康保険

保険診療は正しく
有効に受けましょう

健康保険には、政府つまり社会保険庁が経営主体(保険者)となつて運営する「政府管掌健康保険」と、事業所などの健康保険組合が独自に行うものと、二種類あります。

ところで、政府管掌健康保険の加入者は、昭和五十四年度で、被保険者(本人)、被扶養者(家族)合わせて、全国で約三千万人おりますが、現在一月当たり、加入者

の二人に一人が健康保険による診療を受けています。

加入者が通院や入院によって治療や検査を受ける、その費用の大半は保険料でまかなわれます。保険料は毎月の給与に基づいて、被保険者と事業主が半分ずつ支払っていることはご存じの通りです。

この貴重な保険料を有効に生かすためにも、保険診療を正しく受けるようにしたいものです。

保険診療を受けるに当たっては、次の点を心得ておきましょう。

- * 診療を受けるときは、必ず保険証を提出しましょう。
- * 仕事中に起きた事故によるケガは、労災保険などによって治療費が負担されますので、健康保険診療の対象とはなりませんからご注意ください。
- * 休日や深夜、早朝など、診療時間外にみてもらうと、規定料金以外に時間外医療費が加算されますので、なるべく時間内に診療を受けるようにしましょう。
- * 医師の適正な処置以外に注射や薬を要求するのは、医療費の負担増ばかりでなく、医師と患者の

信頼関係にもマイナスとなりますから、気をつけましょう。

- * 病院を転々とするのは、一貫した治療が受けられないために、かえって回復を遅らせることにもなりかねません。いったん通院を始めたなら、不明な点はよくたずねるなどして、医師の信頼関係を深めながら治療に努めましょう。
- * 交通事故などで保険診療を受けたときは、すぐ社会保険事務所に届けてください。医療費は加害者の負担になります。
- * 退職したときは、直ちに保険証を事業主に返してください。

これで安心
保険料口座振替

本町では、国民年金口座振替制度を実施してから一年を経過しましたが、現在、振替者数は千六百一件をこえ、好評を得ております。申し込みは簡単です。気軽に年金係へお問い合わせください。

●申し込み手続き
届書は、鷹巣町内の各銀行、農協、信用組合の窓口へ備え付けてあります。

イ、引落しする預金通帳と口座印
ロ、振替希望者の保険料納付書を添えて申し込みください。

●振替できる口座

保険者本人名義の口座は勿論、配偶者など世帯員(家族)名義の口座でも利用できます。

④ 金融機関変更届は、口座番号の証明を受けてから発送しなければなりません。

⑤ 金融機関変更届は、口座番号の証明を受けてから発送しなければなりません。

⑥ 金融機関変更届は、口座番号の証明を受けてから発送しなければなりません。

第16回読書感想文コンクール



入賞おめでとう
福原君ら12人が特選に

第十六回鷹巣町読書感想文コンクールの表彰式が、三月七日午後一時三十分から鷹巣公民館ホールで行われました。

今回の応募は、小学校二百四十八点、中学校七十点、高校十五点、一般六名の計三百三十九点。このなかから部門別(学年)に特選十二点、入選五十三点、佳作五十四点選ばれ表彰を受けました。

また、表彰式で、特選入選のなかから鷹巣小学校一年福原正太君、鷹巣中学校三年若松直子さん、鷹巣高校二年戸沢真理子さん、栄宇岩坂の主婦田村セツ子さんがそれぞれ作品を朗読、感銘を与えました。

特選と入選に選ばれた方は、次のとおりです。

〔小学一年〕▽特選「なくなった教科書」福原正太(鷹巣)▽入選「斎藤けいた、黒滝りゅうけん(鷹巣)村上あや子(東)高橋よし人(綴子)永井吉子(西)」

〔小学二年〕▽特選「くまの子ウーフ」堀口克全(鷹巣)▽入選「小野ゆう子(鷹巣)珍田佐和子藤島巧鮮(東)高橋篤史(綴子)三上智子(竜森)」

〔小学三年〕▽特選「川は生きている」牧野公紀(鷹巣)▽入選「田村由香子(東)藤田誠一(中央)神成絵理(南)新井慎一(綴子)戸嶋淳子(西)」

〔小学四年〕▽特選「アンネの童話」原田伸子(鷹巣)▽入選「渡部美香(東)間島敏(中央)千葉永、千葉智(南)畠山明子、成田裕子(綴子)」

〔小学五年〕▽特選「アンネの手紙」小坂亜紀子(東)▽入選「小林久喜(中央)三沢晶子、藤島優子、秩父祥子(綴子)戸嶋隆義(西)」

〔小学六年〕▽特選「高空一万メートルのかなたで」成田康浩(中央)▽入選「戸沢佳子、石川奈々子、成田明子(鷹巣)大山暁子(東)、畠山ひとみ(南)」

〔中学一年〕▽特選「赤毛のアン」大山洋子(鷹巣)▽入選「河田俊悦、武藤祐美子、鎌田博子、長谷川明子(鷹巣)千葉聡美(鷹巣南)」

〔中学二年〕▽特選「破戒」末永めぐみ(鷹巣)▽入選「布田育子、津谷恵子、畠山勝、田中靖子、藤田幹子(鷹巣)」

〔中学三年〕▽特選「高瀬舟」若松直子(鷹巣)▽入選「村上紀子、児玉久美子、一関ゆかり、畠山美加子(鷹巣)戸田欣吾、三上美賀子(鷹巣南)」

〔高校一年〕▽入選「畠山勇悦(鷹巣)」

〔高校二年〕▽特選「二百三高地」戸沢真理子(鷹巣)▽入選「岩淵嘉光(鷹巣)松岡律子(鷹高)」

〔高校三年〕▽特選「忘れてはいけないこと」荒谷絹子(鷹高)」

〔一般〕▽特選「家父長」田村セツ子(岩坂)▽入選「黒沢重雄(幸町)山田幸市(明利又)石沢ゆり子(寺田専門学校)」

郷土史年表

西暦	年号	事 項
一八八五	明治一八	○九月、栄・鷹巣聯合感恩講創設員
一八八六	明治一九	○阿仁鉱山 古河市兵衛の経営となる。 ○秋田県令を知事と改め、青山貞任命 ○尋常科四年まで義務教育となる。 ○綴子小学校々舎校高橋八郎兵衛宅を 改造改造して移転す。 ○岩谷に保護区官舎創設 ○鷹巣字北家後に新街路を設け宅地を 開く。
一八八七	明治二〇	○花岡鉱山発見 ○板垣退助、秋田県内を遊説す。 ○四月二十二日、摩当山大悪木沢及び 李岱沢の村有林が国有林に編入になり、 栄村は直ちに同地の民有地引直しの請 願をしたが却下される。 ○四月一日、鷹巣小学校、尋常高等小 学校となり、新町に新校舎建築移転す。 ○鷹巣より糠沢国道までの里道を改修 する。
一八八八	明治二一	○一月坊沢小学校校舎を、字屋敷二十 六番地に新築す。四月一日、学制改正 により独立して坊沢尋常小学校となる。 ○県議会議員に長岐貞治 当選 ○成田儀八郎、洋馬アルゼリー種購入 産馬改良につとむ ○綴子村貫通国道開通 ○坊沢巡査駐在所設置 ○大館裁判所鷹巣出張所創設
一八八九	明治二二	○二月十一日、大日本帝国憲法発布 ○四月一日、市制、町村制施行 ○四月一日、坊沢村外四カ村連合小学 区設置の尋常小学校が廃止され、坊沢 村簡易小学校と改称す。

(次号へ続く)



事故を呼ぶ 酒が疲労が スピードがー

4月6日～4月15日

春の交通安全運動

四月六日から十五日までの十日間、春の交通安全運動が行われます。

すべての町民がこの運動に参加し、交通事故のない明るい町づくりにつとめましょう。

運動期間中は次の事項を重点に、交通安全の徹底を図ることになっています。

▽家族のひと声運動

家族が外出するときには、交通事故に気をつけるよう声をかけましょう。

▽飲酒運転絶滅運動

わが家から飲酒運転者をださないよう、あらためて話し合いましょう。

▽シートベルト・ヘルメットを着用する運動

自動車(原付自転車)に乗ったら、シートベルト(ヘルメット)を着用しましょう。

▽子どもに対する指導保護運動

家庭、学校、幼稚園等が中心にみんなで指導し、特に路上遊戯はやめましょう。

広域合川球場使用申し込み受付

広域合川球場では、野球シーズンにそなえ使用申し込みの受付を開始しています。

使用ご希望の方は、お早めに合川高校事務局球場係(電話 合川三二七・三二七八)へ申し込みください。お問い合わせも同様へ。

▽使用期間 四月二十日～十月三十一日(ナイターは五月一日から) 午前五時～午後九時

▽使用料金(一時間当たり)
グラウンドⅡ児童・生徒四百円、
一般一千三百円 照明Ⅱ八千円
スコアボードⅡ八百円 放送Ⅱ

出火原因のトップは

たばこ

昭和53年以来、19年間*独走*

年間



- ▷投げ捨て……………59.8%
- ▷灰皿などから落下……………15.5%
- ▷消し忘れ……………8.5%
- など

あなたです!

火事を出すのも防ぐのも

ています。

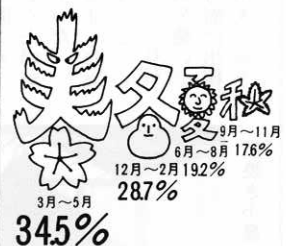
冬から春先にかけては、空気が乾燥し、強い風が吹くことが多く、一年のうちでも火災の発生が最も多い季節です。昭和五

十億円が灰となっています。四月五日から四月十一日まで、春の火災予防運動です。火のものには、十分気をつけましょう。

春の火災予防運動

“春は危ない”

—火災が最も多い季節です



(季節別の火災発生割合＝全国)

この日本列島のどこかで、八分十四秒に一回の割合で火災が発生し、毎日二十八人が亡くなったたり傷ついたりしている——先ごろ発表された昭和五十五年版消防白書は、このように伝えている。

また、出火原因のトップは相変わらずたばこで、年間約百三十四年を例にとりますと、冬から春先にかけての火災発生件数は、年間の約六割を占めています。

おとなは今何を学ぶべきか

公民館運営審議会



三月十日の公民館運営審議会は、昭和五十六年度にむけて、「おとなは今、何を学ぶべきか」を審議した。公民館長からの諮問事項は、

- 一、趣味学習中心のグループ学習から、生活課題を重視する学習に方向転換させるための方策。
- 二、集落の自治活動の中に、公民館のねらっていることを浸透させるための方策。
- 三、館使用規定について三項目である。公民館長は、これまでの反省からつぎのように諮問理由を説明した。

「本町の場合、殆どどの集落に学習グループができ、計画的な学習をしている。芸術・文化・趣味的な学習が多いわけだが、軌道に

乗ると、自主運営をするようにすすめている。

世の中の変化が急で、いろいろと新しい問題がでてきている現在、社会の変化に対応するため、今、何を学習しなければならぬか、思いつくままに出してほしい」と、原案を示さず、各委員に紙片を渡し、考えていることを書いて出してもらった。

生活課題学習として

今、必要なことは

各委員から提出されたことを項目別に整理すると

- 1、生活上のため Ⅱ 生活の合理化 Ⅲ 近所づきあい
- 2、健康増進のために Ⅱ 健康と食生活 Ⅲ 体と食事

- 3、地域向上のために Ⅱ 町の将来のビジョン Ⅲ 新しい村づくり Ⅳ 政治学習 Ⅴ 地域のきずな(献血運動で) Ⅵ 後継者育成 Ⅶ 環境整備 Ⅷ 老人問題
 - 4、青少年健全育成のために Ⅱ 子どもの進路 Ⅲ 子どもの反抗(家庭・学校の暴力) Ⅳ 各階層の意志統一 Ⅴ 部落座談会の必要
- 以上のことについて、それぞれ若干の説明があった。(省略)

集落自治活動と公民館

集落自治活動と公民館活動との関連については、前の諮問で、文書答申がなされ、くわしく提案されている。

- 1、町内(部落)会の活動の姿を語り合う座談会を開催するようにしてほしい(朝日了回委員)
 - 2、部落会長を部落公民館長に委嘱してどうか(小塚嘉七委員)
 - 3、地域活動の現状に対応できるよう、公民館の運営機構を整備する必要がある(松橋範夫委員)
- このことをたたき台にいろいろと話し合った。結論としてはまず集落の実情をよく調査し、その実態にあわせ、無理のないすめかたをしなければいけない。急がずに長い目で徐々に、ということになった。

館使用規定の改訂については、本紙掲載「中央公民館利用のご案内」のとおりの内容が提案され、異議なく承認された。

部落訪問



しも ふな ぎ
＝下 舟 木＝

三月十一日、晴、午後二時、下舟木に向う。ことしの春はどことも雪が多いが、品類川沿いのこの道の両側には、まだ一米もの雪の壁がある。役場から約十五、下舟木十五世帯がある。

部落会長の藤原復蔵さんが病気で入院中なので、代行の藤原政男さんを炭焼きの現場に訪ねることにしました。

部落に車を置いて山に向う。人の足跡だけの雪路を、ときどき足を踏みはずしながら、歩いて行くとあちらこちらに鬼の足あとが見える。沢の雪はまだ厚いが、南側の斜面は地肌をあらわし崖ぶちに氷のツララがさがり、雪どけ水がかすかに音をたてて流れていた。十分程も歩いたらうか、チェンソーの音が聞こえ、雑木林の斜面で政男さん夫婦が窯に入れる木を切っていた。

「冬の出稼ぎよりはましだと思いい炭を焼いています」といながら、いろいろ語ってくれた。下舟木で、この冬炭を焼いている人は六人、東京方面に出稼ぎに行っている人が六人いるという。



炭焼き小屋

炭は一冬でおおよそ二百俵を生産し、価格に段階があるが、一俵平均二千円程度で、業者が来て集め、東京方面に出している。水田は戸当り約二haである。

「舟木」の地名は、四百年も前のことだが、能代の漁夫たちが、この地方にはどんな舟材(舟を作る木)もあるということから出たようで、六郡郡邑記(一七三〇年)で下舟木村三軒、中舟木村三軒(この集落は今はない)とある。文化二年(一八〇五年)に菅江真澄がここで休んでいる。 (上舟木今昔物語より)

ここの人々のねがいは、病院通いの老人のことを考え、バスを通してほしいということである。婦人たちは、隣の吉ヶ沢、深沢の人達と共に、「みよし学級」と称して毎月集まり、あみものなど学習している。

(公民館長 長崎 久)



ぼくの父さん

ぼくの父さんは、タクシーの運転手です。ぼくたちがねている時も、いっしょうけんめいはたらいしています。

休みの日には、キャッチボールなどをしてくれます。ふだんはやさしいけど、おこるととてもこわ



中央小学校 3年

足 達 政 幸

い声になります。でも、ぼくはそんな父さんが大好きです。

すが、私が生活指導を通して経験した中から日頃感じていることについてのでてみたいと思います。

その一つに、非行をした少年の家庭環境に、ある程度共通している点は、親の放任、無関心という例が多くみられることです。



新旭町 五代儀 稔(42)

健全育成を願って

先般、鷹巣警察署から出された管内における補導状況の資料の中から窃盗(万引)だけをひろって見ましても、五十四年度に比べ五十五年度は七十六人と、三十四人も増えています。この七十六人中で、中学生、高校生が五十八人も占めている現状です。

以上のことからみましても、とかく非行は我が子とは無縁であると考えがちですが、視野を広げ、我が子といえども、ある程度は、「良い意味での疑い」をもって見つめてみる必要があると思います。

この年代は、親ばなれがみられ、両親との対話も少なくなりがちです。特に中学生、高校生をもつ家庭では、日頃、子どもの言動、服装、交友関係などに、もう少し注

意と関心を払っていただきたいと思っています。

次に、青少年の健全育成を願うとき、地域住民一人一人が「地域の子どもは地域みんなの子どもである」という意識を高める活動が必要だと思っています。

そのため、地域ぐるみの活動となるよう、青少年の育成にかかわりあいをもつ機関や団体、また、町内会、有志活動家などを結集し、鷹巣町町民会議の結成を考えてみることも必要ではないでしょうか。

「地域の子どもは、地域みんなの子どもである」

みんなの広場



ちからしば

名は力を入れてもかんたんに抜けないシバの意味という。

(理科センター・阿部達雄先生)

広報のしおり

「河川美化月間化運動」は、四月一日〜三十日 昭和四十六年

省の主唱により、春の屋外活動が活発になる時期をとらえて、毎年

四月に行われています。

河川は、古くから私たちの生活と密着しており、上水道、工業用水、かんがい用水あるいは発電用水など人間生活に欠かすことのできないものです。また都市における河川は、水と緑のオープン・スペースとして市民生活に潤いを与えるための重要な役割を果たして

います。

そこでこの月間運動を通じて、河川愛護思想の高揚と河川の正しい利用を呼びかけようというものです。

なお、町では関連行事として、河川敷地の清掃を、今年も四月下旬頃に行う計画をたてています。

たかのす文芸

海

西小学校四年 篠内 な え

波の高い海 おこっている
波が岩にぶつかり はじける
白いあわがはじける
茶色をしている あれてる海
それは冬の日本海だ

しずかな海 やさしい海
小さな波が 砂浜に上がってきて
ひいていく
シオマネキがあるいている
白い貝がら
とても青い海
それは おきなわのサンゴしょうだ

夜の海 キラキラ光っている
毎朝毎夕 太陽をのみこんでいる

海

おしらせ



一線美術会委員 九島素二氏

四月の健康相談

四月の健康相談は、次のとおりです。

成人健康相談は、八日と二十二日です。

時間は、午前九時から午後三時まで。血圧測定のほか、必要に応じて尿検査も行います。

◇むし歯予防と家族計画指導は、一日です。

時間は、午前十時から午後三時まで。対象者は満三歳児以上の幼児で、おいでの時は母子手帳を忘れずにお持ちください。

◇妊婦健康相談は、六日と二十日です。

時間は、午前九時から午後三時まで。おいでの時は母子手帳を忘れずにお持ちください。
また、今月の母親学級は、妊娠中の日常生活と栄養について。
時間は、午前十時から十一時まで。

※場所は、いずれも鷹巣公民館保健相談室です。

◇

離乳食実習指導は、十六日〓五十五年九月生まれとなっています。受付時間は、午前九時半から十時半まで。乳児健康相談も併せて行いますので、お子さんもお連れください。

◇

乳児健康相談は、十六日〓五十五年十二月生まれとなっています。受付時間は、午後零時から一時半まで。
※場所は、いずれも鷹巣保健所です。

◇

一歳六カ月児健康診査は、二日〓五十四年八月生まれと九月生まれとなっています。

受付時間は、午後一時から一時半まで。鷹巣公民館ホールで行います。おいでの時は、母子手帳と問診票を忘れずにお持ちください。

妊婦訪問

未熟児や異常児の出産を防ぐため、保健婦（助産婦）による妊婦訪問を行います。

四月は、▽三日〓沢口・七日市地区
▽十日〓七座・坊沢地区
▽二十四日〓綴子地区となっています。

予 防 接 種

ます。
訪問時間は、午前九時から午後四時まで。

生後三カ月から十八カ月までの乳幼児を対象に、経口ポリオワクチン（小児マヒ生ワクチン）の投与を行います。予備期間として四十八カ月まで投与できます。

投与日は、鷹巣地区以外の方は九日、鷹巣地区の方は十日です。以前一回しか投与されなかった場合は、必ず二回目の投与を受けてください。

受付時間は、午後一時から午後二時まで。鷹巣公民館保健相談室で行います。

※禁忌と注意

生ワクチンに関する一般的な禁忌である免疫産生機能に異常ありと想定される場合は、投与を行いません。その他、下痢患者も治療してから投与します。生ワクチン投与当日の入浴はさしつかえありません。母子手帳は、必ず持参してください。

婦人週間講演会

県では、四月十日からの「婦人週間」にちなんで、四月十六日午後一時から、県正庁においてフジテレビキャスターの有馬真喜子さんの講演「これからの社会と婦人の役割」が行われます。
参加を希望される方は、四月十

四日まで秋田県労政課（電話 秋田六〇一七二二）、または秋田婦人少年室 秋田六二一六六八四）に、氏名、住所をお届けください。電話でも結講です。
参加料は無料。

自衛官募集

防衛庁では、二等陸・海・空士自衛官を募集しています。
対象者は、満十八歳から二十歳までの男子。
給与は、月額九万一千八百円。衣食住無料のほか年一回の定期昇給。賞与は、年三回（四・九カ月分）。その他満期金支給。
受付は随時行っていますが、くわしくは自衛隊大館出張所（電話 大館四二一一三九八）、または役場戸籍係にお問い合わせください。

善 意

▽秋田県北部特定郵便局長連絡協議会から、役場使用の謝礼として、三、〇〇〇円
社会福祉のために、町社会福祉協議会へ寄付金がありました。

香 典 返 し

このほど次のかたから、香典返しにと町社会福祉協議会へ寄付金がありました。
ご芳志に深く感謝いたします。
▽七日市〓長岐康弘さんから父

多吉郎さんの香典返し
二〇、〇〇〇円
▽脇神〓花田松三郎さんから亡妻サヨさんの香典返し
三〇、〇〇〇円



3月1日〜3月15日

誕生おめでとうございます

佐藤 優輝（和一 長男）深 関
本城 明香（耕二 二女）藤 株
高坂真奈美（勝広 二女）羽 立
今野 朋子（昭雄 長女）南田中
日下部智一（隆彦 二男）掛 泥
津谷香菜子（喜栄 長女）深 関
後藤康太郎（長雄 長男）新舟見町
渡部 浩輝（勝治 二男）南鷹巣
加藤 菜美（高行 長女）堂ヶ岱
本城谷竹則（一 二男）坊 山
今川 貴誉（信 長男）糠 沢
相馬ひなこ（恭二 長女）大 町
島内麻衣子（道彦 二女）根本屋敷

二人の前途を祝福いたします

公文 治 東京都
長 崎 靖 七 日 市
小 松 英 男 末 広 町
工 藤 洋 子 田 代 町

おくやみ申しあげます

高橋喜久治（46歳） 新田中
畠山 ソノ（74歳） 高森岱